

# 「帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する計画」の概要及び今後の取り組み

平成30年5月23日

建設文教委員会提出資料

## 1 計画策定の趣旨等 (本編P1~P2)

帯広市では、帯広市教育基本計画の基本理念である「ふるさとの風土に学び 人がきらめき 人がつながる おびひろの教育」を実現するため、「次代を担う人づくり」「ともに学びきずなを育む地域づくり」「基本目標を実現するための基盤づくり」の三つの柱により教育施策を進めています。特に、「基本目標を実現するための基盤づくり」として、地域ぐるみで子どもや学校を応援する取り組みや小中一貫教育についての検討を進めており、今後もより良い教育環境を整えていくために、平成29年2月に策定した『帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針』(以下「基本方針」という。)に基づいて実施する適正規模の確保等に関する取り組みの進め方を示すものとして、本計画を策定するものです。

## 2 計画期間 (本編P3)

平成30年度から平成39年度までの10年間とします。計画期間を前期計画期間(平成30年度~平成34年度)と後期計画期間(平成35年度~平成39年度)に区分したうえで、本計画においては前期計画期間の取り組みを示します。後期計画期間については、平成34年度の児童生徒数及び学級数の推計を踏まえて本計画の中間見直しを行ったうえで取り組みを示します。なお、教育制度の改正や社会情勢の変化、児童生徒数の推計に大きな変動があった場合など、計画に影響を与える変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 3 児童生徒数等の将来推計 (本編P3~P6)

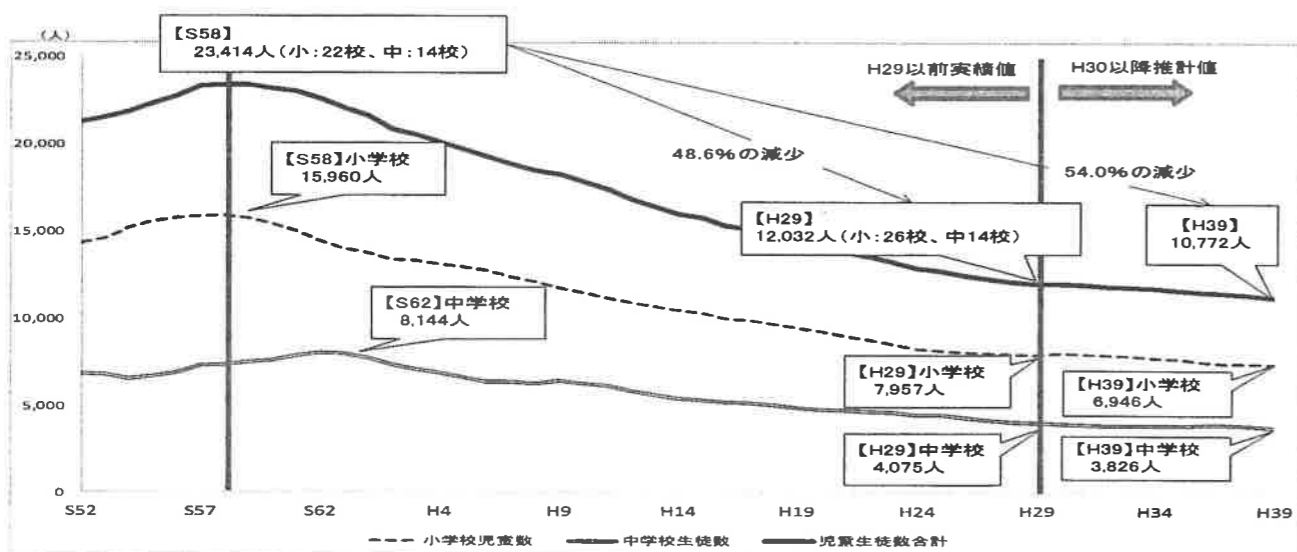
### (1) 児童生徒数等の推計方法

市 街 地	コーホート変化率法(※)による推計。
農 村 地 域	平成29年5月1日現在に各小中学校に就学している児童生徒の人数と、同じく平成29年5月1日現在で住民登録されている未就学児が次年度以降もそのままその校区で進学年に進む単純進行による推計。
川西小・川西中学校区	コーホート変化率法による推計と単純進行による推計とを併用。

(※) 基準となる年における年齢別実績人口をもとに、その基準年から一定期間の年齢別の人口動態を「変化率」として求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### (2) 今後の児童生徒数の推移

推計期間の最終年である平成39年度には、平成29年度対比で、小学校児童数△1,011人(△12.7%)、中学校生徒数△249人(△6.1%)の減少が見込まれます。



※各年度の5月1日現在の児童生徒数により作成し、平成30年度以降については推計値で作成した。

### (3) 学校別児童生徒数及び学級数の将来推計

全体的に学校の小規模化が進んでいくものと見込まれます。詳細は、計画の5~6ページ参照。

## 4 対象校選定の考え方 (本編P7~P11)

(1) 学校の配置状況…市内には、小学校26校、中学校14校あり、その配置は、計画の7ページ参照。

### (2) 対象校選定の考え方

#### ①「適正な学校規模の基準」を下回ることが見込まれる学校の抽出

本計画期間内で、基本方針で定めた「適正な学校規模の基準」(以下「基準」という。)を下回ることが見込まれる全ての学校を抽出。

#### ◆適正な学校規模の基準

小学校	通常学級12~24学級に、特別支援学級を加えた学級数
中学校	通常学級 9~18学級に、特別支援学級を加えた学級数
農村地域の小中学校	通常学級1学年1学級以上に、特別支援学級を加えた学級数

#### ◆基準を下回ることが見込まれる学校

小学校	帯広小、西小、東小、啓西小、大空小、花園小、啓北小、開西小、明和小、森の里小、つつじが丘小
中学校	第二中、大空中、緑園中
農村地域の小中学校	清川小、広野小、愛国小、八千代中

#### ②「前期計画期間に検討が必要な学校」の選定

①で抽出した基準を下回ることが見込まれる学校において、一般的には学校規模が小さくなるほど、人間関係の固定化、運動会や部活動など学校行事や集団活動の制約、さらには教員配置数の減少など、小規模校のデメリットが一層顕著になると考えられるため、前期計画期間終了年度の平成34年度時点で、

- 全ての学年でクラス替ができない通常学級6学級以下の小学校
- クラス替ができない学年が生じる通常学級6学級未満の中学校
- 1学年1学級を下回ることが見込まれ複式学級となる見込みの農村部小中学校

であり、その後も同じ傾向で推移する学校を「前期計画期間に検討が必要な学校」として選定。

#### ◆前期計画期間に検討が必要な学校

小学校	帯広小、西小、東小、清川小、広野小、愛国小
中学校	大空中、八千代中

#### ③「前期対象校」の選定

②で選定した学校のうち、前期計画期間に具体的な取り組みを進める「前期対象校」を選定。

前期対象校	大空中中学校
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大空中中学校は、前期計画期間中に1学級となる学年が生じるなど、市街地で最も小規模化が見込まれる中学校であり、集団活動や学校行事への影響、教職員の減少により学校運営上の課題などが懸念されること。</li> <li>• 大空中中学校区の意見交換会では、学校の小規模化の進行に対する課題認識が強く、具体的な検討を求める意見が多かったこと。</li> </ul>

④「前期対象校」に選定されていない「前期計画期間に検討が必要な学校」への取り組み

対象校以外の学校についても、児童生徒数の減少が進むと見込まれるため、近隣校との交流などを通じて、児童生徒がより多くの仲間との学び合い等を経験するなど、学校の小規模化による影響の緩和に努めるとともに、今後の取り組みの推進に向け、保護者や地域住民への情報提供や意見交換などを行います。

⑤「前期対象校」に係る適正化の取り組みの開始（「5 適正規模の確保等に関する取り組みの進め方」参照）

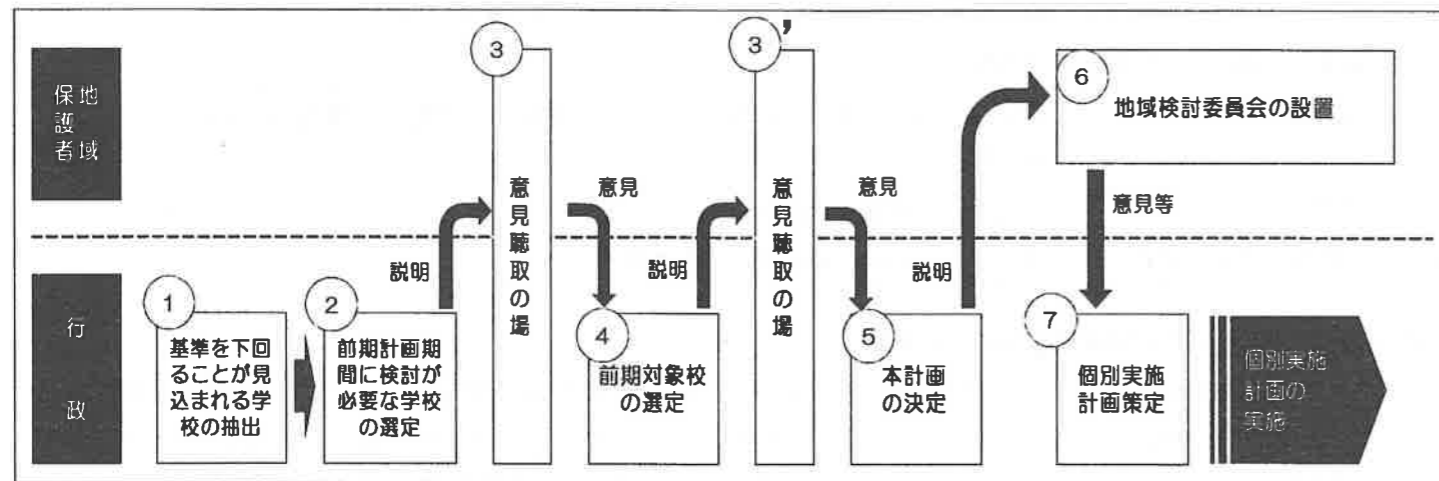
⑥「後期対象校」選定に向けた作業

毎年度、児童生徒数の推計及び学級数の推計を行い、推計結果を市民へ情報提供するとともに、課題認識の共有化を図ります。

平成34年度の児童生徒数及び学級数の推計をもとに、上記①から⑤と同じ工程を経て、「後期対象校」を選定し、適正規模の確保等に関する取り組みを進めます。

5 適正規模の確保等に関する取り組みの進め方（本編P12～P13）

4で選定した「前期対象校」について、次の工程で適正規模の確保等に関する取り組みを進めていきます。なお、ここでは、「前期対象校」選定までの取り組みとその後の取り組みまでの全ての工程を記述しています。



① 基準を下回ることが見込まれる学校の抽出	本計画期間内で、基本方針で定めた「適正な学校規模の基準」（以下「基準」という。）を下回ることが見込まれる全ての学校を抽出。
②「前期計画期間に検討が必要な学校」の選定	①で抽出した学校において、前期計画期間終了年度時点で、全学年でクラス替ができない通常学級6学級以下の小学校、クラス替ができない学年が生じる通常学級6学級未満の中学校、1学年1学級を下回ることが見込まれ複式学級となる見込みの農村部小中学校で、その後も同じ傾向で推移する学校を「前期計画期間に検討が必要な学校」として選定。
③ 意見聴取の場の設置	「前期計画期間に検討が必要な学校」に通う児童生徒の保護者や地域住民からの意見聴取の場を設置。
④「前期対象校」の選定	「前期計画期間に検討が必要な学校」のうち、③における意見等も勘案して、前期計画期間に具体的な取り組みを進める「前期対象校」を選定。
⑤ 本計画の決定	選定された「前期対象校」の保護者や地域住民に、③'で設けた意見聴取の場において「前期対象校」に関する説明を行い、その場でいただいた意見についても勘案し、本計画を決定。
⑥ 地域検討委員会の設置	保護者、地域住民、学校関係者などで構成する地域検討委員会を設置し、当該校の適正規模の確保等に関する取り組みについて協議し、教育委員会に意見等を提出。
⑦ 個別実施計画の策定・実施	地域検討委員会からの意見等をもとに、当該校の適正規模の確保等に関する具体的な取り組みを個別実施計画としてまとめ、保護者・地域住民の意見もいただきながら当該計画を推進。

6 適正規模の確保等に関する取り組みにあたっての留意事項（本編P14～P15）

(1) 地域協議に向けた基本姿勢

保護者等への配慮	行政の考え方を説明する機会、保護者や地域住民の意見を聴取する機会の確保。
通学の安全確保と負担軽減	児童生徒の安全性の確保や負担軽減のための通学手段の検討。
地域コミュニティへの配慮	地域とともにある学校づくりへの配慮。
情報の提供	広く市民に対する積極的な情報の提供・共有。

(2) より良い教育環境の整備

通学区域の見直し	地理的条件、地域コミュニティとの整合、一つの小学校から複数の中学校に分かれた進学の解消などに配慮した通学区域の見直し。
学校の統合の検討	将来とも児童生徒の増加が見込めず、小規模化の解消が図ることができない学校については、近隣校との統合についても検討。
小規模特認校の指定拡大の検討	農村地域の学校における児童数確保の可能性を広げる小規模特認校の指定拡大を検討。
小中一貫教育の検討	小中学校9年間を通じた体系的な教育を目指す小中一貫教育の導入検討の取り組みに配慮。
学校施設の長寿命化計画との調整	今後策定する学校施設の長寿命化計画の推進にあたって、適正規模の確保等に関する取り組みとの調整。

(3) 旧学校施設の活用方法

統合等により学校として使用しなくなる施設等について、地域の意見にも配慮しつつ、幅広く有効な活用方法を検討。

7 「帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する計画」の今後の取り組み

(1) 大空中学校における地域検討委員会の設置

- ・委員構成は、小中学校・未就学児童の保護者や地域住民の代表、学校関係者など
- ・大空中学校の適正規模の確保等の取り組み等について検討し、意見書の提出

(2) 地域検討委員会の意見書の提出後の取り組み

- ・提出いただいた意見書をもとに、平成30年度中に実施計画の策定予定